

議案第143号

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

第48条第3項中「の各号」を削り、同項第12号中「のほか」を「に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 委託手数料の率に関する事項

第59条第1項中「第60条で」を「第60条第1項に」に改める。

第60条を次のように改める。

（委託手数料の率）

第60条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額は、卸売金額に次項の規定により卸売業者が届け出た委託手数料の率を乗じて得た額とする。

2 卸売業者は、委託手数料の率を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しよ

うとするときも同様とする。

- 3 卸売業者は、前項の規定により届け出た委託手数料の率を卸売場又は市場内の自己の事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

第75条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、第60条第2項の規定により卸売業者が届け出た委託手数料の率が委託者に対して不当な差別的取扱いをするものであること、公正かつ適正な取引を損なうものであること、卸売業者の財務の健全性を損なうものであること等のため、生鮮食料品等の円滑な供給に支障が生じると認めるとき、その他不適切であると認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第60条第2項の規定による委託手数料の率の届出その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第48条、第60条第2項及び第3項並びに第75条第2項の規定の例により行うことができる。

参考資料

制 定 要 旨

卸売市場法の一部改正に伴い、委託手数料の率について市長への事前届出制とすること等のため、この条例を制定するものである。